

将来の小学校の在り方に関する検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 村山市立小学校の適正配置等について検討し、望ましい教育環境を整備し、充実した学校教育の実現を目指すため、将来の小学校の在り方に関する検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、教育委員会の諮問に応じて、小学校の適正配置等に関する基本的な考え方と、適正配置に向けた具体的方策について検討する。

(組織等)

第3条 委員会は、委員25名以内をもって組織する。

2 委員は、地域代表、保護者代表、公共的団体代表、小学校長会代表、中学校長会代表、学識経験者及び公募委員で構成する。

3 委員の任期は、前条の主な検討事項に関する審議が終了したときまでとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長1名を置く。

2 委員長は委員の互選によって選出し、副委員長は委員長の指名により選出する。

3 委員長は、委員会の会務を総括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集等)

第5条 委員会は、委員長が招集し、その会議の議長となる。

2 委員長は、必要に応じて、委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

(公開)

第6条 委員会は、公開する。

(実費弁償の支給等)

第7条 委員会に出席した委員に対し、実費弁償を支給する。

2 実費弁償の額は、村山市特別職に属する者等の旅費、費用弁償及び実費弁償に関する条例別表第2のとおりとする。

3 日当の額は、1回につき2,300円とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会学校教育課が行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し、必要な事項は委員長が定める。

附 則

この要綱は、令和元年12月20日から施行する。